

2009(平成 21)年度 基本事業目的評価表

基本事業名 11204 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

主担当：健康福祉部こども家庭室 室長 宮本 隆弘

電 話：059-224-2271

基本事業の目的

配偶者等から暴力等を受けている人が、身近なところでDV（夫や恋人等からの暴力）に対する相談や支援を受けています。

各種データ

| 目標項目 | 2006年度 | 2007年度 | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 目標達成状況 |
|--------------------------------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------|
| | 下：実績値 | 上：目標値 下：実績値 | 上：目標値 下：実績値 | 上：目標値 下：実績値 | 上：目標値 下：実績値 | |
| 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画」項目着手率 | 74 % | 80 % 96 % | 100 % 96 % | 100 % 96 % | 100 % | 0.96 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額等（千円） | 126,968 | 133,653 | 125,284 | 132,551 | 130,132 |

2009年度の取組概要

- ・女性相談所において、保護を要する女性、ドメスティック・バイオレンス被害者などの相談・自立支援を行い、被害者の相談等に対応するとともに、被害女性等の一時保護を行いました。
- ・女性相談所、県福祉事務所に配置する女性相談員に対し、配偶者からの暴力に関する相談に適切に対応するため、資質向上のため、体系的な専門研修を行いました。
- ・デートDVについて、大学での公開講座を開催するほか、初めて街頭啓発活動を行い若者等への意識付けを行いました。
- ・地域DV防止会議を5福祉事務所で開催し、研修会の実施により、関係者の資質向上を図りました。

評価（成果や課題、その要因）

- ・改正DV法について、県民に周知するとともに、潜在化しているDV被害者が相談できるよう啓発の強化を図ることが課題となっています。
- ・若年層で広がっている、交際中の男女間の暴力（デートDV）防止の、啓発をより一層すすめることが課題となっています。

2010年度の取組方向

- ・三重県DV防止及び被害者保護支援基本計画の目標に沿って取組を進めます。
- ・地域における相談体制の充実をはかります。
- ・DV、デートDV防止の啓発ちらし、ポスター等を作成し、県民への普及啓発をより一層進めます。
- ・外国人DV被害者に対しても、初期段階で相談できる体制を整備するため、通訳養成事業を進めていきます。

構成する事務事業

| 事務事業名 | 事業目的 | 予算額等 (千円) |
|-----------------------------------|---|--------------|
| A 女性相談事業費 こども家庭室 | 生活困窮や家庭破綻等により保護を要する女性やドメスティック・バイオレンスによる被害者等が、適切な宿所の提供等により安全が確保され、自立のための相談、支援を受けられることを目的とします。 | 101,394 |
| B DV相談員等配置事業 こども家庭室 | 配偶者等からの暴力に対する悩みや不安を抱えている女性が、身近なところでドメスティック・バイオレンスに対する相談や必要な支援を受けることで、女性の人権が尊重されることを目的とします。 | 19,540 |
| C DV対策基本計画推進事業 こども家庭室 | 配偶者からの暴力を受けた被害者が、相談機関に相談し、福祉事務所、警察、児童相談所等の関係機関の連携により、自立に向けた支援を受けられることを目的とします。 | 747 |
| D 女性に対する暴力防止総合推進事業 男女共同参画・NPO室 | 県民には、依然として「配偶者からの暴力は犯罪にならない」「一人の人だけの問題である」「被害者側にも悪い点がある」等の誤った認識が浸透していると同時に、自身の置かれた状況がDVであると気づいていない、あるいは、DV被害に苦しんでいるにもかかわらず、相談する機関等を知らずに、ひとり孤独に悩んでいる人も多いという状態を、人権が尊重され、DVをはじめとする女性に対する暴力を許さないという意識が浸透しているとともに、相談・支援体制が整備され、広く周知されているという状態にします。 | 962 |
| E 周産期医療システム構築事業（再掲） こども家庭室 | 妊産婦、新生児が緊急時に適切な医療を受けられず、病状の悪化により妊産婦死亡、新生児死亡へと至る場合があることから、周産期医療体制を整備し、死産や周産期死亡の減少、及び障がいや後遺症の発生を防止することによって、子どもを持つ親やこれから親になろうとする人が、質の高い周産期医療サービスを受けられることを目的とします。 | 12,421 |
| F 健やか親子支援事業（再掲） こども家庭室 | 妊娠出産期から思春期までのライフステージに応じた母子保健の様々な課題に対して、行政のみならず、個人、団体、関係機関とともに取組を推進することにより、親と子が健やかに暮らせる地域づくりをめざします。 | 2,079 |

11204 心身の健康支援と性別に基づく暴力等への取組

| 事務事業名 | 事業目的 | 予算額等 (千円) |
|---|---|--------------|
| G UD(ユニバーサルデザイン)のまちづくり整備推進事業(再掲) 健康福祉総務室 | 商業施設や公共施設など不特定多数が利用する公共的施設を設置する事業者、設計者が条例に基づく整備基準を理解し、遵守することを目的とします。 | 381 |
| H 交通施設バリアフリー化事業(再掲) 健康福祉総務室 | 鉄道事業者が実施する駅舎のバリアフリー化事業を進めることにより、鉄道駅が高齢者や障がい者等を始めとする全ての県民にとって、安全で円滑に移動できる交通施設となることを目指します。 | 91,406 |
| I ヘルシーピープルみえ・21推進事業(再掲) 健康づくり室 | 健康について考え、行動しようとするすべての県民と、それを支援する市町、企業、学校、関連団体、NPO等が、健康について主体的に考え、行動している県民になり、地域の特性に応じた健康づくり活動を進める市町に、また、企業、学校、関連団体、NPO等は、それぞれの立場で県民の健康づくりの取組を支援できるようにします。 | 9,802 |
| J 自殺対策事業(再掲) 健康づくり室 | 保健福祉事務所、市町、警察、病院、学校、職域等こころの健康に係わる関係機関が連携して、地域社会全体で総合的な自殺対策を推進します。 | 5,225 |
| K (重)不妊相談・治療支援事業(再掲) こども家庭室 | 不妊に悩む夫婦が、不妊に関する情報が得られ、不妊に関する様々な悩みを相談することにより、精神的ストレスの緩和をはかることができる体制を整えるとともに、治療費の一部を助成することにより経済的負担を軽減します。 | 210,657 |
| L 母子及び寡婦福祉資金貸付金(再掲) こども家庭室 | 母子家庭や寡婦が、各種資金の貸付を受けることにより、経済的安定と生活意欲の助長が図られ、あわせてその扶養している児童の福祉を増進します。 | 317,181 |
| M 母子自立支援員設置事業費(再掲) こども家庭室 | 母子家庭の母及び寡婦が、母子自立支援員により、その自立に必要な情報提供や相談指導を受け、自立促進が図られることを目的としています。 | 18,443 |
| N 母子福祉センター運営委託事業費(再掲) こども家庭室 | 母子家庭の母や寡婦が、様々な相談や自立支援のための講習を受けるために母子福祉センターを利用することにより、自立促進が図られ、生活の安定につながることを目的としています。 | 9,484 |
| O 安心こども基金 母子生活支援施設等環境改善事業 こども家庭室 | 母子生活支援施設に入所中の母子の生活環境を向上させることを目的としています。 | 9,908 |